# Ⅱ 土地利用の規制と転換

## 1 土地利用規制の概要

(1) 土地利用規制等一覧 (資料6) 総合的な開発 大規模開発行為の事前協議 行為の指導 - (都 市計画区域)-開 発 行 為  $\mathcal{O}$ - (風 規制される行為の許可 致 地  $\boxtimes$ ) -土地利用の 建築規制と建築確認 規制及び指導 - (農 農業振興地域整備計画の変更 用 地 X 域)-地 用 可 各種の土地 - (地域森林計画対象民有林) -発 為 可 0 利 用 規 制 - (保安林及び保安施設地区) -規制される行為の許可 規制される行為の許可及び届出 (国立公園・県立自然公園) -- (国・県自然環境保全地域) -規制される行為の許可及び届出 規制される行為の届出 (県緑地環境保全地域)-- (生 息 地 等 保 護 区) -|規制される行為の許可及び届出 規制される行為の届出 - (街 道 景 観 形 成 地 区) -|規制される行為の許可 - (鳥獣保護区特別保護地区) -規制される行為の許可 (宅地造成工事規制区域)-定 地)-規制される行為の許可 指 - (地 す べ り 防 止 区 域) -規制される行為の許可 一(土砂災害警戒区域・特別警戒区域) ー 規制される行為の許可 - (急傾斜地崩壊危険区域) -規制される行為の許可 規制される行為の許可 - (河 Ш X 域) — - (河 川保 全 区 域) -規制される行為の許可 - (公 有 水 埋 立 面)— 0 免 許 - (土 壤 汚 染 対 策)-一定規模以上の土地の形質変更届出 (土砂等の埋立等による土壌) 特 事 業 定 \ の汚染及び災害の発生防止 採 砂利採取計画の認可 - (砂 取) — 石) 一岩石採取計 - (採 画の認可 鉱業権の設定・施業案の認可 - (鉱 採  $\mathcal{O}$ 掘)-(重要文化財、史跡・名勝・天然記念物) -現 状 変 更 等 可 事 出 - (周知の埋蔵文化財包蔵地) -+ 木 等 届 Ι. 0 (工事中に遺跡と認められる) 跡 0 発 見 届 ものが発見された土地 土地に関する権利の移転等の届出 土地取引規制 土地に関する権利の移転等の事前確認 土地取引の規制 (市街地開発事業予定区域) -|土 地 有 償 譲 渡 の 届 出 各種の土 地 (都市計画施設の区域内等) -土地有償譲渡の届出 取 引 規 制 権 利 移 動 - (地域森林計画対象民有林) -土地に関する所有権の移転等の届出 - (水 地 域)-| 土地に関する所有権の移転等の事前届出

#### (2) 主な土地利用規制等事務手続きの流れ

① 大規模開発事業計画に係る事務手続きの流れ(土地利用に関する事前指導要綱) (資料7)

#### 事前協議を要する大規模開発事業計画

○ 5 ha (国土利用計画法に基づく規制区域、監視区域又は注視区域内の土地にあっては、2 ha)以上の土地について開発事業を行おうとする場合又は当該開発事業を行おうとする土地(国土利用計画法に基づく規制区域、監視区域又は注視区域内の土地に限る。)について土地売買等の契約をしようとする場合

## 主 な 調 整 事 項

- 当該地域の土地利用計画との整合性○ 都市計画法、森林法、農地法等による 開発許可基準
- 土地取引の価格(規制区域、監視区域、注視区域)
- 周辺地域に及ばす影響、環境保全(特に排水基準、排水先)

#### 事業者

大規模開発事業計画の立案

#### 関係市町村との事前協議

- 書類審査、受理
- 事業計画の検討 (開発事業者との計画調整)
- 市町村長の意見を付けて県に送付
- ※ 市町村に条例要綱等がある場合は、これらに基づく審査調整等を併せて実施

# 県との事前協議

- 受 理(窓口:地域振興課)
- 審 査
  - 総合的な検討
  - 土地利用対策委員会大規模開発事業調整部会への意見照会
  - 指導事項の調整等
- 指導事項を開発事業者等に送付
- 指導事項に基づく関係課室との個別調整(事業者)
- 調整終了
- 土地利用対策委員会での審議
- 事前協議結果

# 事前協議結果(終了)通知(関係市町村長経由)

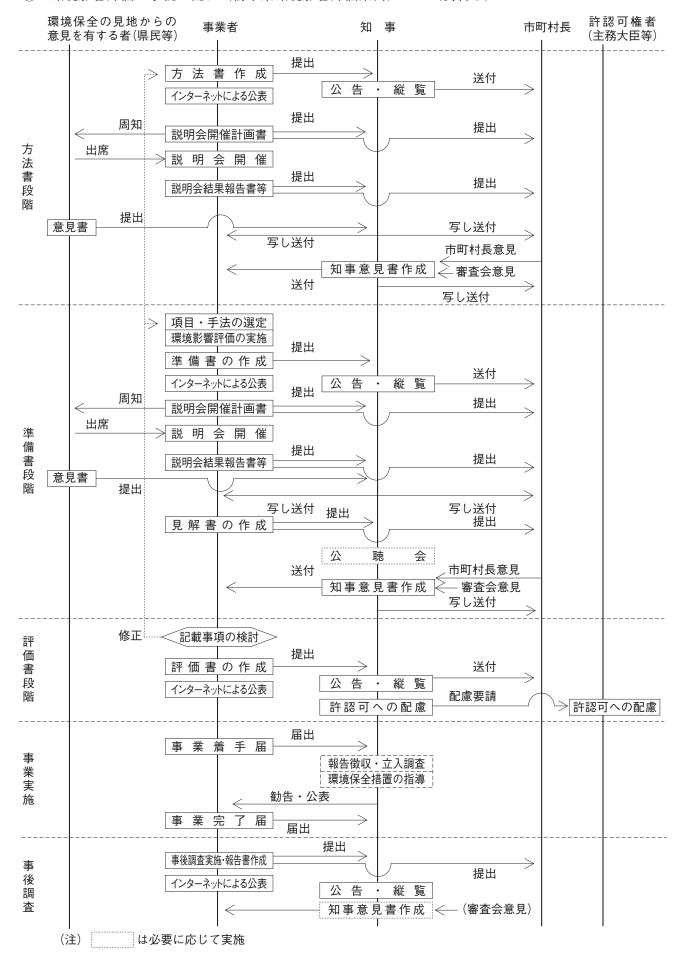
#### 事 業 環境影響 ○土地の取得 開発事業の実施に伴う •国土利用計画法に基づく土地取引の届出 ○国有地の払下げ 深価書の 作成 協定の締結 • 関係市町村 • 地元自治会 ○地権者等の開発同意 開発関係法令に基づく開発許可申請、届出等 (事前協議終了通知の写しを添付) 環境影響 評 価 書 開 許 叮 等 発

Т.

事

着

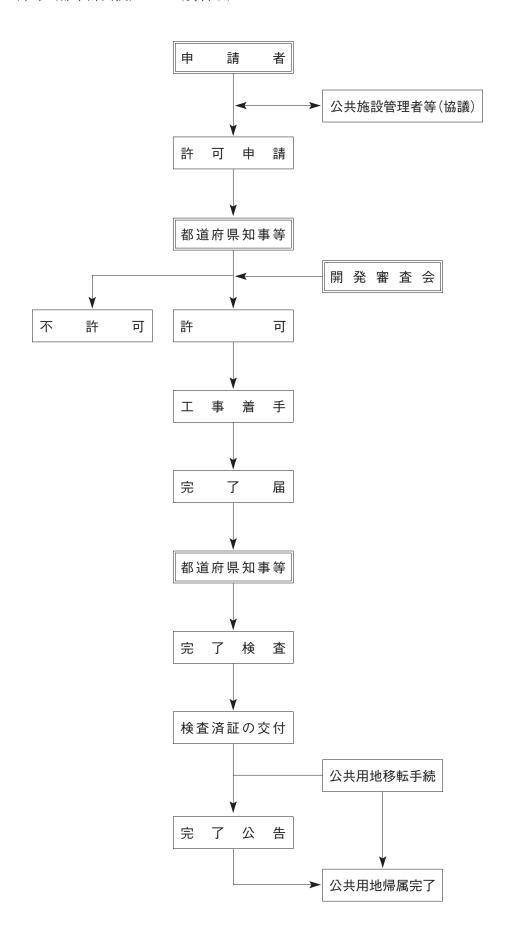
手



# 栃木県環境影響評価条例の対象事業

事業の種類	規	模 の 要	件									
事 素の 健 類	普 通 地 域	配 慮 地 域	特 別 配 慮 地 域									
1. 道路の新設及び改築												
一般国道、県道及び 市 町 村 道	4 車線以上かつ 長さ 10km 以上	4 車線以上かつ 長さ 7.5km 以上	4 車線以上かつ 長さ 5km 以上									
林    道	幅員 6.5m 以上かつ 長さ 10km 以上	幅員 6.5m 以上かつ 長さ 7.5km 以上	幅員 6.5m 以上かつ 長さ 5km 以上									
2. ダムの新築	水面面積 50ha 以上	水面面積 37.5ha 以上	水面面積 25ha 以上									
3. 飛行場の設置又は変更	すべての飛行場(変更に	すべての飛行場 (変更にあっては、着陸帯の等級の変更を伴うものに限る。)										
3の2. 太陽電池発電所の設置又は変更	敷地面積 50ha 以上又は 森林伐採面積 20ha 以上	敷地面積 15ha 以上	敷地面積 10ha 以上									
4. 工場・事業場の設置又は変更	敷地面積 50ha 以上	敷地面積 15ha 以上	敷地面積 10ha 以上									
4. 上侧 事未侧切似巨人的交叉	排水量が 1万㎡/日 以上又は燃料の燃焼能力が重油換算で 10㎏/時 以上											
5. 廃棄物処理施設の設置又は変更												
焼 却 施 設		処理能力が 12t/時 以上										
廃棄物最終処分場	埋立面積 10ha 以上	埋立面積 7.5ha 以上	埋立面積 5ha 以上									
6. 土地区画整理事業(※)	施行面積 50ha 以上	施行面積 15ha~37.5ha以上	施行面積 10ha~25ha以上									
7. 新住宅市街地開発事業	施行面積 50ha 以上	施行面積 37.5ha 以上	施行面積 25ha 以上									
8. 住宅団地の造成	造成面積 50ha 以上	造成面積 37.5ha 以上	造成面積 25ha 以上									
9. 工業団地の造成	造成面積 50ha 以上	造成面積 15ha 以上	造成面積 10ha 以上									
10. 新都市基盤整備事業	施行面積 50ha 以上	施行面積 37.5ha 以上	施行面積 25ha 以上									
11. 流通業務団地の造成	造成面積 50ha 以上	造成面積 37.5ha 以上	造成面積 25ha 以上									
12. 試験研究団地の造成	造成面積 50ha 以上	造成面積 37.5ha 以上	造成面積 25ha 以上									
13. スポーツ・レクリエーション施設用地の造成	造成面積 50ha 以上	造成面積 37.5ha 以上	造成面積 25ha 以上									
14. 農用地の造成	造成面積 50ha 以上	造成面積 37.5ha 以上	造成面積 25ha 以上									
15. 土石の採取	採取面積 50ha 以上	採取面積 37.5ha 以上	採取面積 25ha 以上									
16. 鉱物の掘採	掘採面積 50ha 以上	掘採面積 37.5ha 以上	掘採面積 25ha 以上									
17. 複合開発事業(※)	施行面積 50ha 以上	施行面積 15ha~37.5ha以上	施行面積 10ha~25ha以上									
18. 自動車テストコース用地の造成	造成面積 50ha 以上	造成面積 37.5ha 以上	造成面積 25ha 以上									

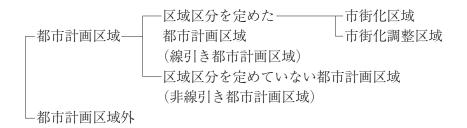
- 注1. この表は、栃木県環境影響評価条例施行規則の別表第1を要約したものです。具体の事業に適用する場合は、 規則の別表第1を参照して下さい。
  - 2. 環境影響評価法の対象事業に該当するものは除きます。
  - 3. 「特別配慮地域」とは、特に環境配慮を要する地域で国立公園の特別地域、県立自然公園の特別地域、自然環境保全地域の特別地区、県自然環境保全地域の特別地区、鳥獣保護区の特別保護地区、生息地等保護区の管理地区、緑地保全地区及び風致地区です。
  - 4.「配慮地域」とは、環境配慮を要する地域で国立公園の区域、県立自然公園の区域、自然環境保全地域、県自然環境保全地域、鳥獣保護区及び生息地等保護区のうち特別配慮地域以外の地域、県緑地環境保全地域並びに狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)の捕獲等を禁止又は制限した区域です。
  - 5.「普通地域」とは、特別配慮地域及び配慮地域以外の地域です。
  - 6. ※印の事業の規模要件は、工業系の土地利用と工業系以外の土地利用の割合によります。
  - 7. 湖沼水質保全特別措置法に基づく指定地域内に設置される工場・事業場の規模要件は、排水量1万㎡/日以上ではなく7,500㎡/日以上が適用されます。



## 開発行為の許可制度

○開発行為:主として、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。

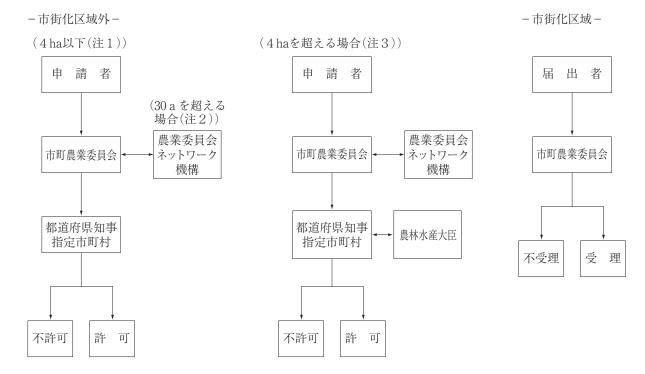
#### ○都市計画区域



- · 市街化区域
- →すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
- · 市街化調整区域
- →市街化を抑制すべき区域
- ・区域区分を定めていな→市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画を定めていない都市計 い都市計画区域 画区域
- ○区域ごとの規制の概要
- (i)市街化区域
- ・1,000㎡以上の開発行為が許可の対象
- ・開発の目的が、その場所の用途地域内の用途制限に適合していることが必要。
- ü市街化調整区域
- ・原則全ての開発行為が許可の対象
- ・開発の目的が、法第34条の立地基準に該当する行為以外は認められない。
- ・既に宅地化された場所での、開発行為を伴わない建築行為についても法第43条の許可が必要。
- ⑩区域区分を定めていない都市計画区域
- ・3000㎡以上の開発行為(栃木市、日光市及び那須塩原市では、1,000㎡以上の開発行為が許可の対象)
- ・用途地域が定められている場合は、開発の目的がその用途に適合していることが必要。
- iv都市計画区域外の区域
- ・1 ha以上の開発行為が許可の対象

※いずれの開発行為も、法第33条に定める技術的な基準を満たしていることが必要。

#### ④ 農地の転用許可及び届出(農地法) (資料10)



○ 自己所有の農地を農地以外のものにすること。

対

○ 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地 以外のもの(農地を除く。)にするため、これらの土地について 所有権を移転し、又は地上権等の権利を設定、若しくは移転する 象 こと。

(注1) 平成28 (2016) 年4月1日から「地域の自主性及び自立性を高めるための改 革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 | (第5次地方分権一括 法)が施行されたことにより、農地面積にかかわらず許可権者は都道府県知事 となった。

ただし、宇都宮市については、農林水産大臣から指定市町村の指定を受けた ため、宇都宮市の区域内については、許可権者は宇都宮市農業委員会である。 なお、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、 矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、壬生町及び那須町(4 ha以下)に対しては権限移譲しており、許可権者は市町農業委員会である。

- (注2) 農地面積が30aを超える場合、農業委員会が都道府県農業委員会ネットワー ク機構に意見聴取を行う。
- (注3) 農地面積が4haを超える場合はあらかじめ農林水産大臣と協議する。

# 農地の転用許可制度

○許可基準の概要: 立地基準と一般基準により審査する。

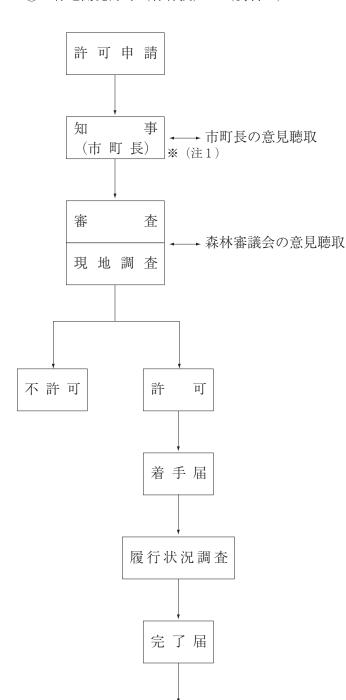
#### (1) 立地基準

農地区分	営農条件、市街地化の状況	転用許可方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画におい て農用地区域とされた区域内の農地	原則として不許可
甲 種 農 地	市街化調整区域内で、10ha以上の一団の農地で高性能農業機械による営農に適する農地、土地改良事業等完了後8年以内の農地等特に良好な営農条件を備えている農地	原則として不許可 (ただし、公共性が 高い事業の用に供す る場合等は例外とし て許可)
第 1 種 農 地	10ha以上の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地	原則として不許可 (ただし、公共性が 高い事業の用に供す る場合等は例外とし て許可)
第 2 種 農 地	市街地化が見込まれる農地又は生産性の低い 小集団の農地	周辺の他の土地に立 地することができな い場合等は許可
第 3 種 農 地	鉄道の駅が300m以内にある等市街地の区域又 は市街地化の傾向が著しい区域内の農地	原則として許可

## (2) 一般基準

- (i)転用実現の確実性
  - ◇申請者に資力・信用があると認められること。
  - ◇転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意があること。
  - ◇事業の実施に関して必要な行政庁の許認可等の見込みがあること。
  - ◇転用面積が目的からみて適正であること。
  - ◇転用が土地の造成のみを目的とするものでないこと(例外あり)。
- ii)周辺農地の営農条件への支障
  - ◇土砂の流出等災害発生のおそれがないこと。
  - ◇農業用用排水施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑪地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保への支障がないこと。
- 迎農地復元の確実性 (一時転用の場合)
  - ◇事業終了後の農地への復元が確実と認められること。

## ⑤ 林地開発許可(森林法) (資料11)



完了確認

許可の対象となる森林及び開発行為の規模

- 地域森林計画対象民有林(保安林、保安施設地区を除く)
- 1 ha超

(太陽光発電設備の設置を目的とする行為 については0.5ha超(R5(2023).4.1から))

#### 主な審査事項

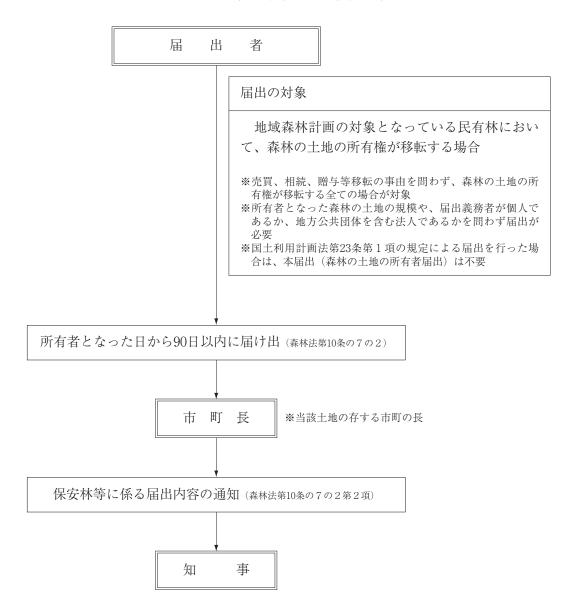
- 災害の防止
- 水害の防止
- 水の確保
- 環境の保全

林地開発にあたり残置又は造成する森林又は緑地の割合

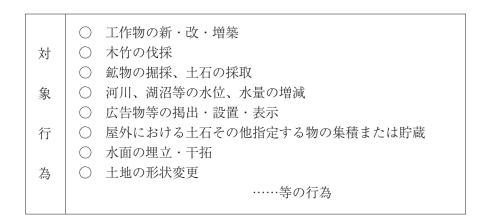
開 発 行 為	残置又は造成する森林の割合
別 荘 地 造 成	開発行為をしようとする森林 区域面積のおおむね60%以上
ゴルフ場又はレジャー 施 設 の 設 置	〃 50%以上
太陽光発電施設の 設 置	〃 25%以上
工場 又は事業場の設置	〃 25%以上
住宅団地造成	〃 20%以上 (緑地を含む)
上記以外	開発行為の目的、態様、社会 的・経済的必要性、対象とな る土地の自然的条件等に応じ 上記に準じた割合

(注1) 宇都宮市、栃木市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、下野市、壬生町、野木町、那須町及び那珂川町に対しては、林地開発許可事務の権限移譲を行っており、許可権者は当該市町長である。(R5(2023).4.1 現在)

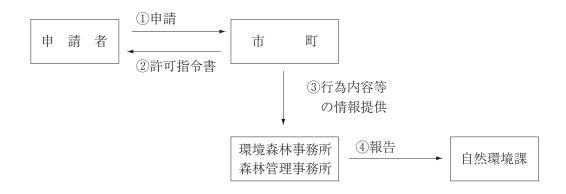
# ⑥ 森林の土地の所有者となった旨の届出制度(森林法) (資料12)



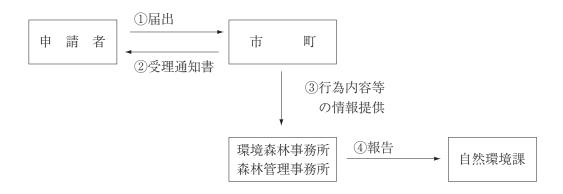
# 日光・尾瀬国立公園 県立自然公園 者 者 行 |行 許 可 請 許 可 請 普通地域の 普通地域の 場合届出 場合届出 環 境 大 臣 市 町 長 処 分 処 分 (処分) (処分) 特別地域・特別保護地区の場合、許可又は 特別地域の場合、許可又は不許可処分 普通地域の場合、風景を保護するため必要 不許可処分 普通地域の場合、風景を保護するため必要 があるときは禁止、制限又は措置命令 があるときは禁止、制限又は措置命令

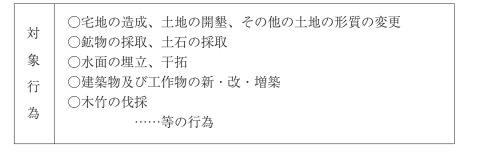


- ⑧ 自然環境保全地域内における行為許可及び届出並びに緑地環境保全地域内における届出 (自然環境の保全及び緑化に関する条例) (資料14)
  - ア 自然環境保全地域特別地区における工作物の設置等に係る許可



イ 自然環境保全地域普通地区における工作物の設置等に係る届出受理 緑地環境保全地域における工作物の設置等に係る届出受理





(単位:ha)

区分	平成13年度 2001		平成14年度 2002		平成15年度 2003		平成16年度 2004		平成17年度 2005		平成18年度 2006		平成19年度 2007		平成20年度 2008		平成2 20	1年度 09			平成23年度 2011	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積														
市街化区域	116	34.2	166	64.8	189	99.0	145	45.6	213	72.2	219	69.3	227	69.2	224	82.6	140	44.5	174	138.9	151	46.7
市 街 化調整区域	413	47.5	499	91.8	424	34.8	418	43.0	838	95.5	974	101.2	802	83.8	860	77.7	792	87.7	862	68.6	808	70.7
非線引区域	68	71.5	57	64.1	45	49.7	55	48.4	50	89.8	70	62.7	71	158.0	53	247.8	40	45.7	60	52.8	60	51.8
都市計画区 域 外			1	4.7					1	1.4			1	10.5	1	1.5	1	4.9	0	0	0	0
計	597	153.2	723	225.4	658	183.5	618	137.0	1,102	258.9	1,263	233.2	1,101	321.5	1,138	409.6	973	182.8	1,096	260.2	1,019	169.2

区 分		平成24年度 2012		平成25年度 2013		平成26年度 2014		平成27年度 2015		平成28年度 2016		平成29年度 2017		平成30年度 2018		令和元年度 2019		令和 2 年度 2020		令和3年度 2021		令和 4 年度 2022	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積												
市街人区域		184	64.9	193	64.8	204	74.4	173	77.5	205	92.8	170	69.8	197	83.8	141	57.2	128	70.7	161	120.3	132	88.68
市街付調整区域		739	63.3	808	91.0	660	74.4	676	79.6	737	105.3	750	98.2	858	61.2	842	75.6	595	141.4	578	55.4	546	47.05
非線引区域	式	51	33.1	65	80.5	54	57.2	49	33.5	51	51.1	59	243.6	60	70.8	80	61.9	52	35.9	65	55.5	58	44.75
都市計画区域タ		0	0	2	7.1	1	30.5	1	0.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6.5	1	4.82
計		974	161.3	1,068	243.4	919	236.5	899	191.3	993	249.2	979	411.6	1,115	215.9	1,063	194.7	775	248.0	806	237.7	737	185.3

資料:県土整備部都市計画課 宇都宮市都市計画課

(単位:ha、%)

年次用途	平成25年 2013	平成26年 2014	平成27年 2015	平成28年 2016	平成29年 2017	平成30年 2018	令和元年 2019	令和 2 年 2020	令和3年 2021	令和 4 年 2022
	181	138	154	155	142	143	140	112	135	137
住宅用地	(36.8)	(27.3)	(32.4)	(30.6)	(33.6)	(31.5)	(28.8)	(27.7)	(33.0)	(32.5)
	50	52	46	86	48	55	65	65	50	51
工鉱業用地	(10.2)	(10.4)	(9.7)	(17.0)	(11.4)	(12.1)	(13.4)	(16.1)	(12.2)	(12.1)
м <del>1-</del> п ы.	2	1	2	3	1	5	2	1	0	2
学校用地	(0.4)	(0.3)	(0.4)	(0.6)	(0.2)	(1.1)	(0.4)	(0.2)	(0)	(0.5)
公園・	1	2	0	0	1	0	0	0	0	2
運 動 場 地	(0.2)	(0.4)	(0)	(0)	(0.2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.5)
道水路・	31	15	16	24	22	24	33	10	2	3
鉄 道   用 地	(6.3)	(3.0)	(3.4)	(4.7)	(5.2)	(5.3)	(6.8)	(2.5)	(0.5)	(0.7)
その他の	157	205	205	210	196	213	231	194	200	197
施設用地	(31.9)	(40.4)	(43.2)	(41.5)	(46.4)	(46.9)	(47.5)	(48.0)	(48.9)	(46.7)
1-tr 1-1-	10	21	27	14	14	14	16	18	21	26
植林	(2.0)	(4.2)	(5.7)	(2.8)	(3.3)	(3.1)	(3.3)	(4.5)	(5.1)	(6.2)
2 0 11	62	71	24	14	0	0	0	4	1	5
その他	(12.6)	(14.0)	(5.1)	(2.8)	(0)	(0)	(0)	(1.0)	(0.2)	(1.2)
A =1	492	506	475	506	422	454	486	404	409	422
合 計	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

(注) 住 宅 用 地…農家住宅、個人住宅、集団 住宅等

> 工鉱業用地…工鉱業用地一般、土石等採 取用地

その他の…農林漁業施設、官公署 施設用地 病院等公的施設、商業サー ビス等用地、駐車場、資材 置場、再エネ発電設備 資料:農政部農政課

- (注) 1 面積合計= (許可+届出+その他)
  - 2 () 内は年別、用途別割合
  - 3 四捨五入しているため合計が用途別面積及び割合 の計と一致しない場合がある。
  - 4 令和 3 (2021)年と令和 4 (2022)年の数値は暫定値である。